

西東京市ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用案内

〒188-8666 西東京市役所 子育て支援課 手当助成係
(田無第二庁舎2階) ☎ 042-460-9840

市内に住所を有し、義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭であって、一時的に生活援助・子育て支援等が必要な場合または日常生活を営むのに支障が生じている場合等に、ホームヘルパーを派遣して家事・育児等をするサービスです。

【派遣対象・事由】

次のいずれかに該当し、家事・育児等の援助が必要と認められるひとり親家庭

(1) ひとり親家庭となって2年以内*であり、生活環境が激変したため、日常生活を営むのに支障が生じており、支援を必要とする場合

※ ひとり親となってから2年以内の期間において、申請の受付・派遣をする

(2) 保護者が技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合

(3) 就職活動および母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等、自立促進に必要と認められる場合

(4) 疾病*、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭・学校等の公的行事の参加等、社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助・子育て支援が必要な場合

※ 疾病…親または児童が数日以内の自宅療養を要するもの(慢性疾患・感染症を除く)

(5) 児童が小学3年生以下で、保護者が就業の事情により、帰宅時間が遅くなる等(所定内労働時間の就業を除く*)で定期的に生活援助や育児の支援を必要とし、(1)から(4)に該当しない場合

※ 各事業所の就業規則に定める勤務時間外において定期的労働を命じられた場合等。

ただし、通常の勤務時間が保育園・学童クラブ等の利用可能時間を超えている場合は、ご相談ください。

(6) その他、対象となるひとり親家庭において、ホームヘルプサービスが必要と市長が認める場合

【サービス内容】

次のうち、必要と認められる居宅内でのサービス

- 食事の世話
- 住居の掃除・整理整頓
- 被服の洗濯・補修
- 育児
- 保育園・学童クラブ等の送迎等 (派遣要件あり・別途ご案内)
- その他必要な用務

以下のサービスは提供できません。

- 庭の草取り、家屋の修理など日常的でないもの
- 商品の販売など当該家庭の生産的活動にかかるもの
- 看護等の専門的知識・技術が必要なもの

【申請方法】

次の①～⑤の書類を提出してください。

- ① 西東京市ひとり親家庭ホームヘルパー派遣申請書
- ② 児童連絡票
- ③ ひとり親家庭であることがわかる書類(戸籍謄本・児童扶養手当証書の写し等)または同意書
- ④ 前々年(または前年)の所得を証明する書類または同意書
- ⑤ 該当する事由(前ページ参照)に応じた証明書類
事由(1) …勤務証明書(採用見込み証明書)
事由(2) …在籍証明書
事由(3)・(4)…各状況を証する書類(個別に指定)
事由(5) …勤務証明書、定期的な所定時間外労働を指示されたことを証する書類
※保育園等の利用時間外の勤務による場合は、そのことがわかる勤務証明書

【利用者負担金】

以下の所得基準により、派遣時間に応じた費用負担があります。

利用世帯の区分	利用者負担額(1時間あたり)
生活保護または住民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

基礎とする所得額の年度更新月は児童扶養手当の基準に準じます。

【派遣回数・時間・予約方法】

- ① 回数 … 1日1回で、月12回以内
※事由(2)に該当し、職業能力開発センター等への通学期間中は、月24回以内
- ② 時間 … 午前7時～午後10時の間で、1日1時間以上8時間以内(原則1時間単位)
※1時間のみの派遣は、事業者が対応可能な場合のみ
- ③ 予約 … FAXまたは電話で、前月25日(閉庁日に当たる時は直前の開庁日)午後4時までに1か月分をまとめて申込(事由(4)・(6)を除き、締切日後の受付不可)

【届出義務】

- ① 申請者・児童の住所や氏名など、派遣申請書の記載事項に変更等があったとき
… ホームヘルパー派遣対象者異動届をご提出ください。
- ② 利用資格の喪失などにより、以後の派遣を辞退するとき
… ホームヘルパー派遣辞退届をご提出ください。

【注意事項】

- **保育園・学童クラブ等が利用できる時間は、そちらが優先となります。**
- **規定派遣回数超過分や申請外事由による利用分は、全額自己負担となります。**
- 負担金の滞納や書類の未提出時など、ご予約をお断りする場合があります。